

# 令和7年度 児童扶養手当のしおり

児童扶養手当は、父又は母のいない児童もしくは父又は母が身体などに重度の障がいがある児童を監護している場合に、家庭の生活を安定させるとともに自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

## 1 児童扶養手当を受けることができる方

- 児童を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母
  - 児童を監護し、かつ生計を同じくしている父
  - 児童を父または母に代わって養育（児童と同居し、生計を維持していること）している人
  - 児童とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。なお、児童が心身におおむね中度以上の障がい（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障がい）のある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。
- 上記のいずれかに該当し、対象児童が次の1～8のいずれかに該当する場合は、手当を請求できます。

- |           |                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| 1 離 婚     | 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童                                   |
| 2 死 亡     | 父又は母が死亡した児童                                            |
| 3 障 が い   | 父又は母に政令で定める重度の障がいがある児童                                 |
| 4 生 死 不 明 | 父又は母の生死が明らかでない児童                                       |
| 5 遺 棄     | 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童                                 |
| 6 DV保護命令  | 父又は母が裁判所からのDV防止法による保護命令を受けた児童<br>※申立人が当該児童の父又は母である場合のみ |
| 7 拘 禁     | 父または母が法令により、引き続き1年以上拘禁されている児童                          |
| 8 未 婚     | 母が婚姻（事実婚を含む）によらないで懐胎した児童                               |
| 9 そ の 他   | 生まれた時の事情が不明である児童                                       |

## 2 児童扶養手当を受けることができない方

- 日本国内に住所を有しない場合
  - 児童が児童福祉施設等に入所、または里親に養育されている場合
  - 児童が請求者以外の父または母と生計を同じくしている場合
  - 児童が母または父の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計を同じくしている場合
- ※公的年金を受給している方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合はその差額分の児童扶養手当を受給できます。（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）
- ※令和3年3月から、障害基礎年金の受給者は児童扶養手当の額が障害年金の子の加算分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

## 3 児童扶養手当の額について

【令和7年4月改定】

| 子どもの数   | 全部支給           | 一部支給                  |
|---------|----------------|-----------------------|
| 1人のとき   | 月額46,690円      | 46,680円～11,010円       |
| 2人以上のとき | 1人につき11,030円加算 | 1人につき11,020円～5,520円加算 |

### ●手当の計算式

|             |                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------|
| 児童1人目の額     | $46,680円 - (\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0256619$ |
| 児童2人目以降の加算額 | $11,020円 - (\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0039568$ |

## 4 所得による支給制限について

受給資格者、その配偶者または同居の扶養義務者の前年の所得がそれぞれ下表の額以上であるときは、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当の一部または全部は支給されません。

### ●所得制限限度額表

| 所得<br>扶養<br>親族等 | 請求者（本人）    |            | 扶養義務者・配偶者<br>孤児等の養育者 |
|-----------------|------------|------------|----------------------|
|                 | 全部支給       | 一部支給       |                      |
| 0人              | 690,000円   | 2,080,000円 | 2,360,000円           |
| 1人              | 1,070,000円 | 2,460,000円 | 2,740,000円           |
| 2人              | 1,450,000円 | 2,840,000円 | 3,120,000円           |
| 3人              | 1,830,000円 | 3,220,000円 | 3,500,000円           |
| 4人              | 2,210,000円 | 3,600,000円 | 3,880,000円           |
| 5人              | 2,590,000円 | 3,980,000円 | 4,260,000円           |

### ●所得の計算方法

所得額＝年間収入－必要経費（給与所得控除額）＋養育費の8割相当額－諸控除－80,000円（※）

※給与所得または、年金等にかかる所得がある場合はさらに100,000円控除されます。

### ●諸控除一覧

| 諸控除     | 控除額              |
|---------|------------------|
| 寡婦控除    | 270,000円（養育所に限る） |
| ひとり親控除  | 350,000円（養育所に限る） |
| 障害者控除   | 270,000円         |
| 特別障害者控除 | 400,000円         |
| 勤労学生控除  | 270,000円         |
| 医療費控除 等 | 申告額              |

### ●所得制限限度に加算されるもの

#### (1) 受給資格者本人

- ・老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合・・・10万円／1人
- ・特定扶養親族、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合・・・15万円／1人

#### (2) 扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

- ・老人扶養親族がある場合・・・6万円／1人
- （ただし、扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1人を除く）

## 5 手当の支給日について

手当は認定請求した日の属する月の翌月から支給され、年6回、2か月の手当が支払われます。

| 区 分            | 支 払 日                                       | 支 払 方 法                     |
|----------------|---------------------------------------------|-----------------------------|
| 5月期分（3月～4月分）   | 各支払期月の11日<br>（土日・祝日と重なる場合は<br>繰り上げて支払われます。） | 請求者の指定した金融機関<br>口座へ振り込まれます。 |
| 7月期分（5月～6月分）   |                                             |                             |
| 9月期分（7月～8月分）   |                                             |                             |
| 11月期分（9月～10月分） |                                             |                             |
| 1月期分（11月～12月分） |                                             |                             |
| 3月期分（1月～2月分）   |                                             |                             |

## 6 手当を受けるための手続きについて

手当は受けるには、中種子町役場地域福祉課で認定請求の手続きを行い、鹿児島県知事の認定を受ける必要があります。

認定請求に必要な書類は支給要件によって異なりますので、窓口までお問い合わせください。  
※受給資格があっても、請求しない限り支給されませんのでご注意ください。

## 7 認定後に必要な手続きについて

手当を受給している方は、次のような届出等が必要ですので、役場地域福祉課までご連絡いただくか、直接お越しくください。

| 届出等の種類          | 届出等が必要なとき                                               |
|-----------------|---------------------------------------------------------|
| 現況届             | 受給資格者が毎年8月1日から8月31日までの間に提出する必要があります。2年間提出しないと受給資格を失います。 |
| 額改定届・請求書        | 対象児童に増減があった場合に提出します。                                    |
| 支給停止関係届         | 所得の高い扶養義務者と同居または別居するなど現在の支給区分が変更となるときに提出します。            |
| 資格喪失届           | 受給資格がなくなったときに提出します。                                     |
| 公的年金等受給状況届      | 受給者や対象児童が公的年金を受給できるようになったときや受給している年金額に変更があった場合に提出します。   |
| 証書再交付の申請        | 証書をなくしたときに提出します。                                        |
| 氏名・住所・支払金融機関変更届 | 氏名・住所・支払を行う支払金融機関に変更があった場合に提出します。                       |

※届出をしなかった場合、手当の支給が遅れたり、手当を返還していただくことがありますので、忘れずに提出してください。

※受給資格の有無などの決定のため、上記以外の書類も提出していただく場合があります。

## 8 手当の一部支給停止について

受給期間が5年を経過する等の要件に該当する方は、適用除外事由（就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合）に該当する方を除いて、手当額の2分の1が支給停止になる可能性があります。就労をしている等の届出の手続きをすることにより、5年等経過後も経過前の月と同額の手当を受給することが可能です。（所得の状況や家族の状況等に変更があった場合は、この限りではありません。）

## 9 ご注意ください！

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、手当を返還していただくことになりますのでご注意ください。

- 1 婚姻の届出をしたとき
- 2 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係になったとき  
（生計を同じくする異性と同居または、同居がなくともひんぱんな訪問があり、かつ生活費の援助がある場合）
- 3 児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき）
- 4 児童が児童福祉施設に入所したり、転出などによりあなたが監護または養育しなくなったとき
- 5 遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父または母が帰宅したとき  
（遺棄のときは安否を気遣う電話、手紙などの連絡があった場合を含む）
- 6 その他支給要件に該当しなくなったとき

## 10 父又は母の障がいについて

父または母の重度の障害とは以下に該当する場合をいいます。

- ① 次に掲げる視力
  - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑩ 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑪ 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの  
（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

ご相談及び問い合わせ先

中種子町役場地域福祉課 ども未来係

☎0997-27-1111